

○可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地 選定委員会設置条例

令和5年3月30日
可茂衛生施設利用組合条例第4号

(設置)

第1条 可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）が新たに建設する一般廃棄物処理施設の建設候補地（以下「候補地」という。）を選定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、候補地の評価、選定に関する事項について、組合の管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政機関の職員
- (3) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、管理者へ答申した日の属する年度の末日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 6 会議は、可茂衛生施設利用組合情報公開条例（平成30年可茂衛生施設利用組合条例第2号）第5条の規定による可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号）第7条第4号の規定に基づき非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。ただし、組合が公表した情報については、この限りではない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。